

## 暴風警報や特別警報が発令された場合の対応について

- 午前6時30分現在、南河内、東部大阪、大阪市、泉州の各区域内にある市町村のいずれかに暴風警報・特別警報が発令されている場合や居住地域・学校所在地に土砂災害警戒情報・氾濫危険情報・避難指示(警戒レベル4)が発令されている場合は、警報や情報等が解除されるまで自宅待機もしくは身の安全を最優先し、安全な場所に避難すること。
- 午前10時30分を過ぎても上記が発令されている場合は臨時休校とする。なお、特別警報については、暴風に関するものだけでなく、大雨等の他の種類の特別警報に対しても同様の対応とする。
- 大雨洪水警報が発令されている場合(暴風警報は発令されていない)は休校にはならない。
- 通常授業期間において警報や情報が途中で解除された場合は以下のとおりとする。

解除時刻	集合点呼	授業開始
6時30分までに解除された場合は 通常通り授業		
6時30分～7時30分	9時30分	2 限 目
7時30分～8時30分	10時30分	3 限 目
8時30分～9時30分	11時30分	4 限 目
9時30分～10時30分	13時05分	5 限 目
10時30分までに解除されない場合は 臨時休校		